

庄内町行政改革大綱

平成18年3月 策定

山形県 庄内町

庄内町行政改革大綱

平成18年3月策定

目次

第1章 行政改革の取り組み

1 行政改革の必要性	1
2 行政改革の目標	1
3 行政改革の基本方針	2
4 行政改革の推進期間と推進体制	3

第2章 行政改革推進の具体的方策

1 行政の役割の明確化	4
2 分かりやすい組織編成と定員管理の適正化	5
3 給与・手当の見直しと適正化	5
4 人材の確保と育成	5
5 情報化とサービスの向上	5
6 行政運営の公正・透明性の確保・向上	5
7 町民の参画と協働の推進	6
8 環境に配慮した行政運営の推進	6
9 財政運営の健全化	6

第3章 行政改革の適切な進行管理	7
------------------	---

第1章 行政改革の取り組み

1 行政改革の必要性

現在、国、地方を取り巻く財政状況は極めて厳しい状況にあり、国と地方の長期債務残高は、平成16年度末で既に719兆円に達しており、このうち地方の債務も約204兆円に達しています。

このような状況のもと、国において進められている構造改革では国庫補助金や地方交付税などの税源配分を見直す三位一体の改革が進められています。その結果、町民ニーズと相まり、地方自治体の財政運営はますます厳しい状況下に置かれることが予想されます。よって、これらの状況を打破するためにも、これからの行政運営では「地方のことは地方で」といった分権型社会システムへの転換とともに、これまでの画一的な事業展開から町民の参画を主とし、地域の特性を活かした行政運営が必要となります。

平成17年7月に余目町と立川町が合併して誕生した本町は、旧町においても行政改革大綱の策定・見直しを図りながら、事務・事業の合理化、組織機構の見直し、財政運営の効率化等の取り組みにより、行政改革を推進してきました。しかしながら、この間にも少子高齢化や情報通信ネットワーク技術の進化による高度情報化に代表されるように、町民を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げています。少子高齢化社会における生産年齢人口の減に伴う税収の減と福祉分野を中心とした町民ニーズの高まりが予想される中、それらに対する施策の展開及び健全な財政運営の実現のためには、これまで以上のコスト削減・再配分や職員の適正な配置が必須であることは言うまでもありません。

合併を改革の第一歩と捉え、合併の効果を最大限に活かしながら、職員はもとより町民及び行政運営に関わるすべての方々の意識改革と役場の構造改革を図りながら、限られた財源のもとで新たな町民ニーズに対応するために、町民の協働参画による行政運営を強力に推進するなど、抜本的な改革を進めていかなければなりません。

本大綱は、今後の本町の行政改革の方向性、方針を示すもので、これに基づき具体的な改革に取り組むものです。

2 行政改革の目標

社会情勢の変化や多様化、複雑化する町民ニーズに的確に対応しながら、将来にわたって持続的に発展を続ける町政の実現のため、民間企業の経営理念を行政分野に取り入れ、スピード・コスト・成果を明確にしていくとともに、町民と行政との協働を推進する新たな行政システムの構築を図り、「日本一住みやすく、住みつけたいまち」を目指します。

3 行政改革の基本方針

目標の実現に向けて、次の4つの基本方針を定め、改革を推進します。

(1) 行政改革の取り組み主体

行政機関、公営企業、外郭団体等を含めた全庁的な取り組みとします。

(2) 各種評価制度の活用

行政全般にわたり、各種評価制度を活用しながらコストの削減と町民満足度の向上を図り、スピード・コスト・成果といった経営的観点から抜本的な見直しを行い、行政サービスのより一層の効率化に努めます。

(3) 役割分担の明確化

地方分権の流れに沿って、地方自治体の自主性、自立性が求められる中、これまで以上に行政に対する町民参加の意義が大きくなっていることから、行政・町民・民間企業・NPO¹団体等が相互に理解・協力しあいながら、役割分担を明確にしたまちづくりに努めます。

(4) 積極的な情報公開

行政運営にあたり、その公正性の確保と透明性の向上は最も重要な事項のひとつです。町民への積極的な行政情報の公開に努め、行政に対する理解と協力を求めます。

¹NPO

Non-Profit Organization の略で民間非営利組織のこと。

営利を目的とせず、福祉、環境、スポーツ、まちづくりなど様々な分野で社会貢献活動を行う民間組織。

4 行政改革の推進期間と推進体制

(1) 改革の推進期間

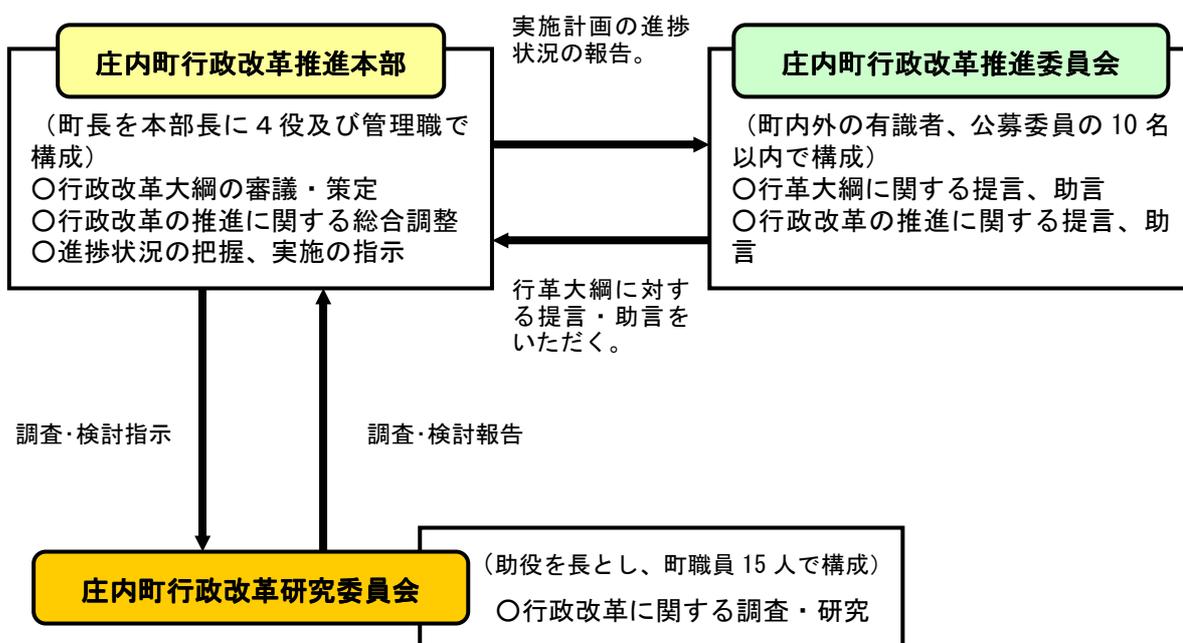
本大綱の推進期間は平成18年度から平成22年度までの5ヵ年とします。

(2) 改革の推進体制

行政改革を着実に推進するため、町長を本部長とした「庄内町行政改革推進本部」(以下「本部」という。)が中心となり、本大綱の進捗状況の管理に取り組むものとします。

また、進捗状況については、「庄内町行政改革推進委員会」に随時報告するとともに、事業の実施段階においては町民の意見が反映されるよう努めます。

< 庄内町行政改革の推進体制 >



第2章 行政改革推進の具体的方策

1 行政の役割の明確化

社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政の責任領域に留意しつつ、必要性・緊急性・効率性・妥当性などを判断基準においた行政評価システムにより、事務・事業全般にわたって徹底した見直しを図ります。また、その結果における効果などを考慮したうえで事務・事業のスクラップ・アンド・ビルド²を実施します。

行政評価システムについても、行政活動における計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）いわゆるPDC Aサイクル³の各段階において不断的な評価を実施するものとし、また、町民満足度の向上のためにも、事務・事業レベルの評価に留まらず、総合計画との連動における政策・施策レベルでの評価システムの導入を図ります。

また、本町が出資している第三セクターについても将来的なニーズ・環境変化を見据え、より効率的で健全な事業運営を迫ります。

補助金・負担金等については、補助金総額の抑制及び終期の設定、行政の責任分野、負担のあり方、費用対効果の見地からその適正化を図ります。

また、「民間にできることは民間に」を基本スタンスとし、行政責任の確保を踏まえながら、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討し、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識を活用する方が効果的・効率的な業務については、民間委託化や民間資金を活用するPFI⁴などの民間活力の積極的な導入を検討していきます。

また、現在町民の福祉向上のために活用されている公共施設については、その維持管理に多額の経費を要し、その抑制のため、指定管理者制度⁵の活用を検討し、効率的な管理運営を図りながら町民サービスの向上に努めます。

² スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の肥大化を防ぐため、部・課それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないとした基本原則。組織・事業の新設の場合には、それに相当するだけの既存組織・事業を廃止しなくてはならないものとされている。

³ PDC Aサイクル

プロジェクト（事業）の実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。PDC Aサイクルの特徴は、プロジェクトを流れて捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられてきた。

⁴ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。英国など海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めている。

⁵ 指定管理者制度

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。

従来、公の施設の管理は、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人などが管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、指定管理者による「管理代行制度」となり、民間事業者の参入も可能となった。

2 分かりやすい組織編成と定員管理の適正化

町民本位の観点から、効率的で効果的な行政運営を図るため、町民に分かりやすい、簡素で合理的な柔軟性に富んだ組織編成を目指し、スクラップ・アンド・ビルドを原則に、組織・機構の見直しを行い、弾力的・横断的に業務が遂行できるよう努めるとともに、附属機関及び外郭団体等についても、統廃合を行うなどの簡素合理化を図ります。

また、定員管理についての現状分析と将来にわたる町民ニーズの動向及び事業の民間委託・OA化推進等を勘案しつつ、目指すべき職員数やそれを実現するための具体的な方策を盛り込んだ「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めます。

3 給与・手当の見直しと適正化

給与制度については、職員の能力・業績を重視した給与体系への転換及び独自の人事評価制度のシステム化等、時代に即応した給与制度となるよう努め、特別職の給与の見直しとともに人件費の総額抑制に向け取り組みます。

また、時間外勤務手当については、段階的にその総額を減額しているところではありますが、勤務形態の変更の検討もしながら引き続き縮減に努めます。

4 人材の確保と育成

多様化・複雑化する町民ニーズに即応した政策形成能力や変化する社会情勢に対応できる人材の確保・育成のため、業務研修・自主研修を柱とした効率的・効果的な職員研修体制の構築を図るとともに、職員の意識改革と能力向上に向けた、積極的な支援に努めます。

5 情報化とサービスの向上

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のIT化により事務処理の効率化、迅速化を図るため、個人情報保護や情報格差の解消に配慮しながら、ITを活用した各種申請・届出手続きのオンライン化など各種システムの整備を行い、電子自治体の構築に努めます。

また、良好な行政サービスの提供は、町役場全体に対する町民の評価に関して大きな影響を及ぼします。従って、町民と接する機会の多い窓口サービス部門を中心として全職員が、親切・丁寧・迅速の三原則を徹底し、顧客志向の浸透など、様々な手法によって行政サービスの向上に努めます。

6 行政運営の公正・透明性の確保・向上

公正で町民に開かれた町政を確立し、町民と行政との信頼関係を構築するため、個人情報保護に十分な配慮をしながら、情報公開制度の充実、町広報誌やホームページの活用や携帯電話を利用した情報受発信システム等による町政情報の積極的な提供を行いながら公正の確保と透明性の高い行政の運営に努め、町民への説明責任を図ります。

7 町民の参画と協働の推進

地方分権時代にふさわしい地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、住民自治のより一層の拡大を図り、自治会等の地域自治組織に加え、町民個々あるいは「NPO」や「ボランティア団体」等の町民活動への参加意識の醸成に努め、意見や要望を行政に反映させるパブリックコメント⁶制度の確立を図るなど、町民の参画推進を図るとともに、行政との協働体制の構築に努めます。

8 環境に配慮した行政運営の推進

環境に配慮した地域社会の形成を目指し、町民の意識を高めるための環境教育を推進するなど町民・行政が相互に協力・連携しながら、資源は有限であるという認識に立ったエネルギー使用の節約やごみの減量化とリサイクル、風力をはじめとした自然エネルギーの活用、天然ガス自動車やハイブリッドカーなどの低公害車の導入・普及などを積極的に推進します。

また、以上の環境に配慮した事務・事業の推進を徹底するとともに、自主的かつ継続的に改善していくため、環境保全等に率先して取り組みます。

9 財政運営の健全化

財政運営の健全化にあたっては、現状を正確に分析検討するとともに、将来の財政需要等の把握に努め、計画的な財政構造の改革を図る必要があります。

そのため、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源の確保と経常経費の削減に努め、町民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な予算執行を行い、健全な財政運営に努めます。

また、公営企業会計についても同様に経費の節減、業務の効率化の徹底など、中・長期的な視野に立ち、計画的な経営改善を図ります。

⁶ パブリックコメント

政策や施策を決定するにあたり、その素案や原案を広く一般に公表し、その結果得られた意見や提案を踏まえて意思決定をする制度。

第3章 行政改革の適切な進行管理

行政改革は、町民の理解と協力なくして成し得るものではありません。そのため、本大綱の実現に向けた具体的な取り組みを明示した実施計画となる集中改革プラン及びアクションプラン（以下「集中改革プラン等」という。）を策定します。また、その策定にあたっては、可能な限り目標の数値化や具体的かつ町民に分かりやすい指標を用いるとともに、迅速かつ着実な進行と進捗状況の把握及び適切な推進に努めます。

- (1) 集中改革プラン等については、行政改革推進委員会の意見及び本大綱を踏まえ、本部を中心として策定し、全庁体制のもと、効率的かつ計画的に推進するものとします。
- (2) 集中改革プランの実施期間は平成18年度から平成22年度までの5ヵ年とし、年次的に見直しを図っていきます。また、アクションプランについては、各年度、重点的に取り組む事項につき、年次的に策定するものとします。
なお、上記に掲げる二つのプランの進行管理については本部が行います。
- (3) 集中改革プラン等の進捗状況は行政改革推進委員会に報告するとともに、町民に対して広く公表します。
- (4) 行政改革の実施にあたっては、町議会・町民・関係団体等の理解と協力を得るよう努めます。
- (5) 集中改革プラン等の推進にあたって、行政施策等の計画（P l a n）・実施（D o）・評価（C h e c k）・改善（A c t i o n）のPDCAサイクルそれぞれの場において町民が参画できる機会の拡大を促します。